

京国連発第 371 号  
平成 24 年 8 月 8 日  
(情報管理課扱い)

訪問看護ステーション  
請求事務責任者 様

京都府国民健康保険団体連合会  
事務局長 中 森 保 行  
(公印省略)

訪問看護療養費における福祉医療制度の取扱いについて

平素は、本会事業運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 9 月より訪問看護療養費の福祉医療制度（医療費助成事業）が適用されることを受け、本会では京都府内の福祉医療制度への理解と請求方法及び留意事項を別紙冊子にまとめましたので、ご査収ください。

なお、請求にあたり総括表の変更と被用者保険（医保）に係る福祉医療費請求書の様式を新設するため、各用紙を同封しておりますので本年 10 月請求分よりご使用ください。

また、本送付物は、本会ホームページよりダウンロードできるよう準備（9 月 1 日掲載予定）しておりますのでご承知ください。

送付物

- 1 冊子  
「訪問看護療養費（訪問看護ステーション）における福祉医療制度の取扱いについて」 1 部
- 2 (変更) 訪問看護療養費請求書兼総括表 2 部
- 3 ④③ ④④ ④⑤福祉及び子育て支援医療費請求書 2 部

担 当 課 係	情 報 管 理 課 情 報 管 理 係
電 話 番 号	0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 2 0
H P ア ド レ ス	<a href="http://www.kyoto-kokuhoren.or.jp">http://www.kyoto-kokuhoren.or.jp</a>